

衆議院国土交通委員会ニュース

平成 30.5.18 第 196 回国会第 15 号

5 月 18 日（金）、第 15 回の委員会が開かれました。

1 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案（内閣提出第 52 号）

・石井国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

門博文君（自民）

- ・所有者不明土地の定義、全国における発生の状況及びそれにより生じている具体的な問題について伺いたい。
- ・所有者不明土地問題の解決に当たっては、既存の所有者不明土地を活用していくことに加え、新たな所有者不明土地の発生を抑制することも重要である。そのため、地籍調査の推進が必要と考えるが、地籍調査の現在までの進捗状況と今後の進め方について伺いたい。
- ・所有者不明土地が発生する原因の一端に相続登記手続の煩雑さがあると考え、相続手続の円滑化について法務省の今後の方針を伺いたい。

谷川とむ君（自民）

- ・本法案により措置を講じる所有者不明土地として、所有者の全てが確知できない場合だけでなく、その一部が確知できない土地も対象としている理由について伺いたい。
- ・土地収用法では、独立性を有する収用委員会が裁決を行っているが、本法案において、第三者機関ではなく、都道府県知事が裁定することとした理由を伺いたい。
- ・地域福利増進事業に係る使用権の存続期間について、国土審議会土地政策分科会特別部会の中間とりまとめでは「5 年程度の一定期間」とされていたが、本法案において 10 年を上限とした理由を伺いたい。

鳩山二郎君（自民）

- ・本法案における特定所有者不明土地を円滑に利用する仕組みの要件として、建築物がない土地に限っている理由を伺いたい。
- ・地籍調査は所有者不明土地問題の解決の糸口になり、着実に実施する必要があると考えるが、自治体が行う調査の費用負担を軽減する考えがないか伺いたい。
- ・今後増え続けていく所有者不明土地の発生予防策として相続登記の推進に向けた取組について伺いたい。また、利用価値の少ない土地などについて、所有権の放棄ができるのか伺いたい。

高木陽介君（公明）

- ・所有者不明土地とは、相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により探索を行っても確知できない土地とされているが、この政令で定める方法について具体的内容を伺いたい。
- ・本法案では都道府県知事が裁定を行うこととなっているが、事業の実施主体となる場合も考えられる。事業の実施主体と裁定主体が同一となる場合の公平性の確保について見解を伺いたい。
- ・今後、相続機会が増加する中で、所有者不明土地も増加することが懸念されるが、所有者不明土地の抜本的な解決に向けてどのように取り組むのか大臣の所見を伺いたい。